

高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種 説明書

【接種に当たっての注意事項】

- この予防接種は、本人が接種を希望する場合にのみ行うものとされており、法律上の義務はありません。接種を希望する方は、医師へ相談の上、十分理解し、納得されたうえで、予防接種を受けてください。
- 同封の予診票は、接種する医師への大切な情報です。責任をもってご記入ください。

現在、厚生労働省において、令和8年4月1日より高齢者肺炎球菌ワクチン定期予防接種に使用するワクチンを23価肺炎球菌ワクチンから、より高い予防効果が期待できる20価肺炎球菌ワクチンに変更することが検討されています。この場合、ワクチン単価が上がることから、自己負担額も上がる可能性があります。(詳細は検討中)

本説明書は、23価肺炎球菌ワクチンと20価肺炎球菌ワクチン共通の説明書として使用できますが、「2 肺炎球菌ワクチンについて」は変更になる可能性がありますので、R8.4.1以降は、裏面下部に記載のQRコードもしくは検索から、市ウェブサイトをご確認のうえ、接種してください。

1 肺炎球菌感染症について

肺炎球菌感染症とは、主に鼻や喉に肺炎球菌が定着し、咳やくしゃみ、唾液などを通じて感染します。肺炎球菌を保菌している人すべてが発症するわけではなく、抵抗力の低下や粘膜バリアの損傷などにより、菌が体内に侵入すると発症に至ります。中耳炎、気管支炎、肺炎、敗血症、髄膜炎など重い合併症を起こすことがあります。

肺炎球菌性肺炎は、成人肺炎の25~40%を占め、特に高齢者での重篤化が問題になっています。

2 肺炎球菌ワクチンについて

定期予防接種に使用されるワクチンは国で決められており、令和7年度は、「23価肺炎球菌ワクチン」が高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種で使用できるワクチンとなっています。定期予防接種に定められたワクチン以外を接種する場合には、直接、医療機関にて全額自己負担で接種いただく任意接種になります。

肺炎球菌には90種類以上の血清型があり、肺炎球菌ワクチンは、そのうちの高頻度に見られる血清型への予防効果が期待できるワクチンです。

「23価肺炎球菌ワクチン」については、過去に「23価肺炎球菌ワクチン」の接種を受けた方は、定期予防接種の対象とならないため、ご注意ください。

接種を受けることができない方

- ① 明らかな発熱（通常37.5°C以上をいいます。）がある方
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- ③ 肺炎球菌ワクチンの成分によりアナフィラキシーショックを呈したことがあることが明らかな方
- ④ その他、医師が不適当な状態と判断した方

接種を受ける際に注意を要する方

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する方
- ② 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた方及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある方
- ③ 過去にけいれんの既往のある方
- ④ 過去に免疫不全の診断がなされている方及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- ⑤ 肺炎球菌ワクチンの成分に対してアレルギーを呈するおそれのある方

3 肺炎球菌ワクチン予防接種の副反応について

接種後に注射部位の発赤や腫脹、痛み、筋肉痛、発熱（ときに高熱）、倦怠感、頭痛などの症状が見られることがあります。通常2～3日で消失します。極まれに、重篤な副反応として、アナフィラキシー様反応、血小板減少、ギランバレー症候群、蜂巣炎様反応の報告も上がっています。

4 予防接種後の注意

- (1) 接種を受けた後30分間程度は、急な健康状態の変化（副反応）に注意してください。
- (2) 接種後は、注射部位を清潔に保ち、接種当日は過度な運動を避けてください。
- (3) 接種当日の入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすらないようにしてください。
- (4) 接種後、注射部位の異常反応や体調の変化があった場合は、接種医またはかかりつけ医にご相談ください。

5 他の予防接種との接種間隔、同時接種について

- (1) 帯状疱疹やインフルエンザ、新型コロナウイルスのワクチンとの接種間隔の制限はありません。
- (2) 医師が、特に必要と認めた場合は、他のワクチンと同時に接種できます。

6 健康被害救済制度について

予防接種では、一時的な発熱や接種部位の腫れ・痛みなどの、比較的よく起こる副反応以外にも、副反応により重篤な健康被害が生じることがあります。極めてまれではありますが、予防接種により重篤な健康被害が発生し、医療機関での治療が必要になったり、障がいが残ったりした場合のために、法律で健康被害の治療に要した医療費等の給付を行う救済制度が設けられています。救済制度を利用するためには、国の認定を受ける必要があります。

副反応と思われる症状が強かったり、長く続く場合は、まずは接種医に相談し、必要時、医師の診察を受けましょう。健康被害救済制度の申請を検討される場合には、市のウェブサイトをご確認いただくか、郡山市保健所保健・感染症課にお問い合わせください。

詳しくは、こちら

【問合せ先】 郡山市保健所 保健・感染症課 感染症・予防接種係
月～金（祝日除く）8時30分～17時15分

電話番号：024-924-2163



市ウェブサイト

